前文

締約国は、

視聴覚的実演に関する実演家の権利の保護をできる限り効果的かつ統一的に発展させ、及び維持することを希望し、

世界知的所有権機関を設立する条約の一般総会により二千七年に採択され、開発に関する考慮が同機関の活動の不可分の一部を成すことを確保することを目的とする開発のためのアジェンダの勧告の重要性を想起し、

経済的、社会的、文化的及び技術的発展によって生ずる問題について適当な解決策を与えるため、新たな国際的な規則を導入する必要があることを認め、

情報及び通信に関する技術の発展及び融合が視聴覚的実演の生産及び利用に重大な影響を与えることを認め、

視聴覚的実演に関する実演家の権利と特に教育、研究及び情報の入手のような広範な公共の利益との間の均衡を保つ必要があることを認め、

千九百九十六年十二月二十日にジュネーブで作成された実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約が視聴覚的固定物に固定された実演に関して実演家に保護を及ぼしていないことを認め、

千九百九十六年十二月二十日のある種の著作権及び著作隣接権の問題に関する外交会議において採択された視聴覚的実演に関する決議に言及して、

次のとおり協定した。

第一条　他の条約との関係

(1)　この条約のいかなる規定も、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約又は千九百六十一年十月二十六日にローマで作成された実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約に基づく既存の義務であって締約国が相互に負うものを免れさせるものではない。

(2)　この条約に基づいて与えられる保護は、文学的及び美術的著作物の著作権の保護に変更を加えるものではなく、また、いかなる影響も及ぼすものではない。したがって、この条約のいずれの規定も、これらの著作権の保護を害するものと解することはできない。

(3)　この条約は、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約以外の条約といかなる関係も有するものではなく、また、この条約以外の条約に基づくいかなる権利及び義務にも影響を及ぼすものではない。

第二条　定義

この条約の適用上、

(a)　「実演家」とは、俳優、歌手、演奏家、舞踊家その他文学的若しくは美術的著作物又は民間伝承の表現を上演し、歌唱し、口演し、朗詠し、演奏し、演出し、又はその他の方法によって実演する者をいう。

(b)　「視聴覚的固定物」とは、動く影像（音又は音を表すものを伴うか否かを問わない。）の収録物であって、装置を用いることにより知覚し、再生し、又は伝達することができるものをいう。

(c)　「放送」とは、公衆によって受信されることを目的とする無線による音の送信、影像の送信、影像及び音の送信又はこれらを表すものの送信をいう。衛星によるこれらの送信も「放送」である。暗号化された信号の送信は、暗号解除の手段が放送機関により又はその同意を得て公衆に提供される場合には、「放送」である。

(d)　実演の「公衆への伝達」とは、固定されていない実演又は視聴覚的固定物に固定された実演を放送以外の媒体により公衆に送信することをいう。第十一条の規定の適用上、「公衆への伝達」は、視聴覚的固定物に固定された実演を公衆が見ること若しくは聴くこと又はその双方を行うことができるようにすることを含む。

第三条　保護の受益者

(1)　締約国は、他の締約国の国民である実演家に対して、この条約に基づいて認められる保護を与える。

(2)　いずれの締約国の国民でもない実演家であっていずれかの締約国に常居所を有するものは、この条約の適用上、当該いずれかの締約国の国民とみなす。

第四条　内国民待遇

(1)　各締約国は、この条約において特に与えられる排他的権利及び第十一条に規定する衡平な報酬を請求する権利に関して自国民に与える待遇を、他の締約国の国民に与える。

(2)　締約国は、第十一条(1)及び(2)において与えられる権利に関し、この条の(1)の規定に基づき他の締約国の国民に与えられる保護の程度及び期間を、自国の国民が当該他の締約国において享有するそれらの権利と同等のものにまで限定することができる。

(3)　(1)に規定する義務は、一の締約国について、他の締約国が第十一条(3)の規定によって認められている留保を付する場合には、その留保の範囲において適用せず、また、当該一の締約国が当該留保を付している場合にも、その留保の範囲において適用しない。

第五条　人格権

(1)　実演家は、その財産的権利とは別個に、当該財産的権利が移転された後においても、現に行っている実演及び視聴覚的固定物に固定された実演に関して、次の権利を有する。

(i)　これらの実演に係る実演家であることを主張する権利（これらの実演を利用する態様により削除することがやむを得ない場合を除く。）

(ii)　これらの実演の変更、切除その他の改変で、視聴覚的固定物の性質を十分に踏まえた上で自己の声望を害するおそれのあるものに対して、異議を申し立てる権利

(2)　(1)の規定に基づいて実演家に認められる権利は、実演家の死後においても、少なくとも財産的権利が消滅するまで存続するものとし、保護が要求される締約国の法令により資格を与えられる人又は団体は、当該権利を行使することができるものとする。もっとも、この条約の批准又はこれへの加入の時に効力を有する法令において、(1)の規定に基づいて認められる権利の全てについて実演家の死後における保護を確保することを定めていない締約国は、それらの権利のうち一部の権利が実演家の死後は存続しないことを定めることができる。

(3)　この条の規定に基づいて認められる権利を保全するための救済の方法は、保護が要求される締約国の法令の定めるところによる。

第六条　実演家の固定されていない実演に関する財産的権利

実演家は、その実演に関して、次のことを許諾する排他的権利を享有する。

(i)　固定されていない実演の放送又は公衆への伝達を行うこと（実演が既に放送されたものである場合を除く。）。

(ii)　固定されていない実演を固定すること。

第七条　複製権

実演家は、視聴覚的固定物に固定されたその実演について、直接又は間接に複製すること（その方法及び形式のいかんを問わない。）を許諾する排他的権利を享有する。